

災害時における測量、調査等の 応急対策業務に関する協定書



越前市・社団法人福井県測量設計業協会

COLOR BAR 297

災害時における測量、調査等の応急対策業務に関する協定書

越前市（以下「甲」という。）と社団法人福井県測量設計業協会（以下「乙」という。）は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない事象により甲が管理する道路、河川、公園、水道施設、下水道施設、農林業用施設等（以下「公共施設等」という。）に被害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が応急対策を実施するにあたり、乙はこれを支援するため、必要な機材や技術者の確保及びその動員の方法を定め、甲と乙が協力して災害の未然防止や拡大防止、被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等の被災状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況に関する情報の収集および報告に関する業務
- (2) 被災した公共施設等の復旧工事に関する調査、測量及び設計
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が公共施設等の復旧に関し必要と認める業務

（協力要請）

第3条 甲は災害時において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を示して協力を要請することができるものとする。

- (1) 応急対策業務の実施期間及び場所
- (2) 応急対策業務の内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、応急対策業務要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請を行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（応急対策業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、できる限り速やかに乙に所属する会員（以下「所属会員」という。）と調整し、越前市競争入札参加資格者名簿に登録がされている所属会員に現地への出動を指示し、応急対策業務を実施するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により現地への出動を指示したときは、速やかに応急対策業務を実施する所属会員名を甲へ通知するものとする。
- 3 甲は、応急対策業務を実施する所属会員に対し、応急対策業務を実施するために必要な情報を提供するものとする。

(応急対策業務の実施体制)

第5条 乙は、第2条の応急対策業務内容を早急に実施できるよう事前に必要な技術者等の確保、動員の方法を定め、その実施体制及び連絡系統を示した表（以下「実施体制表等」という。）を甲に提出するものとする。

2 乙は、実施体制表等に変更が生じた場合には速やかに甲に報告するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、第4条の規定により応急対策業務を実施したときは、甲に対し、次に掲げる事項を応急対策業務実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で報告を行い、その後速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 応急対策業務の実施期間及び場所
- (2) 応急対策業務の内容
- (3) 応急対策業務に従事した所属会員名
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 乙の応急対策業務の実施に要する費用は、実際にかかった経費により算出し、甲の負担とする。ただし、第2条に掲げる業務のうち、甲と乙の所属会員の間で設計業務等委託契約を締結して実施するものについては、甲が別に定める積算基準にて経費を算出する。

2 経費の支払いは、甲と応急対策業務に従事した所属会員との間で契約等を締結して行うものとする。

(損害賠償)

第8条 この協定に基づいて応急対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）がその業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における従事者に対する損害賠償については、業務に従事した乙の所属会員の負担とする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力要請を迅速かつ確実に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(効力)

第10条 この協定書の有効期限は、本協定締結の日より1年間とし、当事者からの申し立てがない限り自動的に更新されるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通

を保有する。

平成20年1月10日

甲 越前市府中一丁目13番7号
越前市長 奈良 俊 幸



乙 福井市花堂北1丁目7番5号
社団法人 福井県測量設計業協会
会長 若林 喜久 男



様式第1号(第3条関係)

応急対策業務要請書

1 実施期間及び場所

(1) 実施期間

(2) 場 所

2 業務内容

3 その他必要な事項

年 月 日

福井県測量設計業協会会長名

越前市長名

様式第2号(第6条関係)

応急対策業務実施報告書

1 実施期間及び場所

(1) 実施期間



(2) 場 所

2 業務内容

3 従事した所属会員名

4 その他必要な事項



年 月 日

越前市長名

福井県測量設計業協会会長名